

資料編

1. 用語解説

あ 行

○ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。そのことで、個人の生き方や可能性を狭めるといった悪影響を及ぼしていると指摘されるようになりました。「男性は理系、女性は文系」、「家事・育児は女性がするべきだ」などの決めつけが一例として挙げられます。

○ SDGs（エス・ディー・ジーズ）

SDGsとは、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を意味します。世界で広がる貧困・格差・地域環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で日本も賛同し、国連加盟国193カ国の首脳が全会一致で決定となりました。2030年という達成期限を設け、17のゴールと169のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。

○ LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）

L:レズビアン（女性として女性が好きな人）、G:ゲイ（男性として男性が好きな人）、B:バイセクシュアル（性別に関わらず恋愛対象になる人）、T:トランスジェンダー（出生時戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）、Q:クエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人）の頭文字を並べた言葉です。性的マイノリティ（少数者）の総称として使われることもあります。

○ エンパワーメント（能力強化）

男女共同参画の推進においては、「女性のエンパワーメント」とは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意思決定の過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味します。国連では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための専門機関としてUN Women（ユ-エヌ-ウィメン）が発足しており、「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」は、SDGsの重要なテーマとなっています。

か 行

○ 家事シェア

炊事や掃除、洗濯、育児、介護など、暮らしに関する様々な家事について話し合い、夫婦や家族で協力して行うことを言います。家族みんなで協力し合っているという意識を持つことで、夫婦や家族のコミュニケーションのきっかけにもなり、お互いフォローしあえる家族関係づくりにつながります。

○ 家族経営協定

家族経営協定とは、家族間の十分な話し合いに基づき、農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営移譲等について文章で取り決めるものです。家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取組めるようにするためです。

○ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

さ 行

○ ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/Sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）と言います。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

○ ジェンダー平等

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。男性と女性は身体づくりは違っていても平等です。しかし、今の社会では男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。そこで世界中で法律や制度を変えたり、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行ったりすることで、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのための取組みが行われています。

○ ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数とは、世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたもので、スイスの非営利団体 世界経済フォーラム（ダボス会議）が公表しています。ジェンダー・ギャップ指数は、世界各国の男女平等の4分野（政治・経済・教育・健康）における格差の状況を数値化し、順位をつけたものです。男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等を表します。

○ 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、好きになる相手の性別。性自認（Gender Identity）とは、体に関係なく自分が認識する性。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。

○ 性暴力

性暴力とは、レイプ、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、売買春、人身取引等、望まない・同意のない性的な行為や発言をいいます。また、近年は AV 出演強要や JK ビジネス、レイプドラッグ等、若い世代の性暴力も問題となっています。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害です。

○ 生理の貧困

経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できないことを指した言葉です。特に新型コロナウイルスの影響で失業や収入が減ったことなどにより浮き彫りとなった問題です。支援を求める声が高まり、地方公共団体では無料提供などの取り組みが行われています。

○ セクハラ（セクシュアルハラスメント）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことを言います。単に雇用関係にある者の間のみならず、様々な生活の場で起こり得るものです。職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇や降格、減給の不利益を受けるもの（対価型）と、性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの（環境型）があります。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれます。男性から女性だけでなく、女性から男性に対しても、また、同性間であってもセクハラは起こり得ます。

た 行

○デートDV（デート ディー・ブイ）

恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間の DV と同じ構図を持ちます。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒する、金銭を要求する、脅す、監視する、友達との交際を制限する、性行為を強要するなどの行為も含まれます。

暴力で支配されると別れることが難しく、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援を受けにくい場合があります。

○ DV（ディー・ブイ、ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。個人の尊厳を侵すような身体的暴力（殴る、蹴る、突き飛ばすなど）だけでなく、精神的暴力（言葉の暴力、脅す、無視する、大声で怒鳴る）、社会的暴力（家族や友達との交友関係を制限する）、経済的暴力（生活費を渡さない）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない）、子どもを利用した暴力（子どもに悪口をふきこむ）などの行為も含まれます。

は 行

○ ハラスメント

行為をした本人の意識の有無に関わらず、相手を不快にさせたり、相手の尊厳を傷つけたりする行為のことを言います。「○○ハラスメント」のように表現し、○○には様々な言葉が入ります。

○ パワーハラスメント (パワハラ)

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことをさします。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。パワハラには代表的な言動の類型としては、①身体的攻撃（暴行・傷害）、②精神的な攻撃（脅迫、名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）、③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し、無視）、④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）、⑤過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）などの6つの類型があります。

ま 行

○ マタニティハラスメント (マタハラ)

女性が、妊娠・出産・子育てを理由に嫌がらせや、解雇・不利益な異動、減給、降格など不当な扱いを受けることです。特に、職場におけるマタハラは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法においても定義・配慮されています。マタニティハラスメントは妊産婦・胎児の健康への影響や、働く女性のモチベーションの低下などの悪影響をもたらし、企業としても優秀な人材を失うこともあるほか、社会的信用を損なうなどのデメリットがあります。

また、関連する言葉として、育児休業などを取得しようとする男性に対する嫌がらせを行うことをパタニティハラスメントと言います。

○ 面前DV

子ども（18歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法（平成12（2000）年公布）の平成16年改正で、心理的虐待のひとつと認定されました。

や 行

○ UN Women (ユ-エヌ-ウイメン)

男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関のことです。国連女性開発基金（UNIFEM）、国連女性地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研究所（INSTRAW）、国連ジェンダー問題特別顧問事務所（OSAGI）の四つの国連機関を統合し2010年7月に設立されました。正式名称は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（United

Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) 」と言います。

わ 行

○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあることを言います。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

2. 男女共同参画を取り巻く動向

年	□国連 ◇日本 ◆福岡県	筑後市
1975 (S50)	□「国際婦人年」(目標:平等、発展、平和) □国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」採択 □国連婦人の十年(1976年~1985年)決定 ◇総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1977 (S52)	◇「国内行動計画」策定	
1979 (S54)	□「女子差別撤廃条約」採択-◇「女子差別撤廃条約」署名 ◆「婦人対策室」設置	
1980 (S55)	◆「福岡県行動計画」策定	
1985 (S60)	◇「男女雇用機会均等法」公布 ◇「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (S61)	◆「第2次福岡県行動計画」策定 ◆「婦人対策室」が「婦人対策課」へ変更	
1987 (S62)	◇「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (H1)	◇新学習指導要領の改訂(家庭科教育で男女必修等)	
1990 (H2)		教育委員会社会教育課に「女性担当窓口」設置
1991 (H3)	◇「育児休業法」公布 ◆「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	「市内女性問題研究会」発足
1993 (H5)	□「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「筑後市女性問題懇話会」設置 筑後市勤労婦人センターに「女性担当窓口」を移す
1994 (H6)	◇「雇用保険法」等の改正(育児休業給付金制度の創設) ◇総理府に「男女共同参画室」設置	
1995 (H7)	□第4回世界女性会議にて「北京宣言及び行動要領」採択 ◇「育児休業法」を「育児・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (H8)	◇「男女共同参画2000年プラン」策定 ◆「第3次福岡県行動計画」策定 ◆「福岡県女性総合センター(あすばる)」が開館	「筑後市女性問題行政推進会議」設置
1997 (H9)	◇「男女雇用機会均等法」改正(採用差別等禁止を義務化) ◇「労働基準法」改正(深夜労働制限等女子保護規定の撤廃)	「筑後市女性問題審議会」設置 「3Cプラン」~筑後市女性行動計画」策定 総務部企画課に「女性担当窓口」を移す
1999 (H11)	◇「男女共同参画社会基本法」公布	
2000 (H12)	□国連「女性2000年会議」開催 ◇「男女共同参画基本計画」閣議決定 ◇「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」公布	総務部に「女性政策課」設置
2001 (H13)	◇内閣府に「男女共同参画局」設置 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」公布 ◇「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ◆「福岡県男女共同参画推進条例」制定 ◆「女性政策課」から「男女共同参画推進課」へ変更	情報誌「ふらっと」発行開始
2002 (H14)	◆「福岡県男女共同参画計画」策定	「筑後市男女共同参画計画~ひろがり」策定
2003 (H15)	◆「福岡県女性総合センター」から「福岡県男女共同参画センター」へ変更	
2004 (H16)	◇「配偶者暴力防止法」改正(DV定義の拡大等) ◇「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	「筑後市男女共同参画社会づくり条例」撤回

年	□国連 ◇日本 ◆福岡県	筑後市
2005 (H17)	□国連「北京+10」閣僚級会合 ◇「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2006 (H18)	◇「男女雇用機会均等法」改正（性差別禁止の拡大等） ◆「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2007 (H19)	◇「配偶者暴力防止法」改正（保護命令制度の拡充等）	「第3次筑後市男女共同参画計画～ひろがり2」策定
2009 (H21)	◇「育児・介護休業法」改正（パパ・ママ育休プラス）	「筑後市男女共同参画推進条例」制定
2010 (H22)	□国連「北京+15」記念会合 ◇「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011 (H23)	□UN Women（※）発足 ◆「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	初めての女性副市長就任
2012 (H24)	□国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「第4次筑後市男女共同参画計画～ひろがり3」策定 ※「DV対策基本計画」含む
2013 (H25)	◇「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ◇「ストーカー行為規制法」改正（婦人相談所等による支援を明記） ◇「配偶者暴力防止法」改正（恋人への暴力にも対応等）	専任の女性支援相談員を配置
2014 (H26)	◇「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ対策法）」公布	2人目の女性副市長就任
2015 (H27)	□国連「北京+20」記念会合 □「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択 [目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う] ◇「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布	
2016 (H28)	◇国連の女子差別撤廃委員会から、政策的取組が不十分との勧告 ◇「育児・介護休業法」改正（育休取得要件緩和） ◇「男女雇用機会均等法」改正（ハラスメント防止） ◇「ストーカー行為規制法」改正（職務関係者による配慮等） ◆「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「筑後市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
2017 (H29)	◇「刑法」改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	「第5次筑後市男女共同参画計画～ひろがり4」策定 ※「第2次DV対策基本計画」、「女性活躍推進計画」含む
2018 (H30)	◇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 ◇「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	市区别女性管理職登用率 30.6% (全国20位、九州1位)
2019 (H31)	◇「女性活躍推進法」改正（ハラスメント防止強化） ◇「配偶者暴力防止法」改正（被害者支援等） ◆「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布	
2020 (R2)	□国連「北京+25」記念会合 ◇「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2021 (R3)	□「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」に関する合意結論 ◇「ストーカー行為規制法」改正（GPS悪用規制対象等） ◇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（女性の政治参加促進等） ◇「育児・介護休業法」改正（男性の育児休業取得促進等） ◆「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	

3. 筑後市男女共同参画推進条例、施行規則

○筑後市男女共同参画推進条例

平成21年3月31日
条例第13号

前文

わが国の憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の動向を踏まえながら、男女平等の実現に向けて様々な取組がなされてきました。平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定され、社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、最重要課題として位置づけられました。

筑後市では、平成7年にあらゆる差別のない社会の実現に向けて「筑後市あらゆる差別をなくすことをめざす人権擁護条例」を制定し、人権尊重のまちづくりを目指してきました。また同時に、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。しかし、男女の役割を性別によって固定的にとらえる慣行や制度、性別による差別や偏見、暴力など今なお多くの課題が残っています。

このような状況を踏まえて、本市は、市民と協働して、男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則 (目的)

第1条 この条例は、筑後市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民又は事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等を問わず、市内において事業又は活動を行うすべての個人及び法人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の社会づくりは、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、家庭、地域、職域、学校その他のあらゆる場において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行又は制度に縛られることなく、互いの特性を認め合い、自らの意思と責任の下に、多様な活動の選択に配慮されるよう努めること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職域、学校その他のあらゆる場において、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに家庭を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とを両立できること。
- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、互いの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の社会づくりの促進は、国際社会の取組と連動して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、積極的改善措置を含む男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。
- 3 市は、自らが策定し、実施するすべての施策について、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備し、必要と認めるときは財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、男女共同参画の社会への理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり男女共同参画を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市の男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

3 雇用関係をもつ事業者は、その雇用する男女について、職業活動と家庭生活における活動その他社会生活における活動とを両立できるための環境整備に努めるものとする。

4 雇用関係をもつ事業者は、従業員等に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

(性別による差別等の禁止)

第7条 すべての人は、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、配偶者その他の親密な関係にある者に対して身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

3 すべての人は、他の者の意思に反し、性的な言動により不快感若しくは不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、第4条第1項の計画的な実施に当たり、筑後市男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるとき、又は変更するときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、必要と認めるときは、第16条に規定する筑後市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、男女共同参画計画の実施状況について、年次報告書を作成し、市民に公表するものとする。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発及び広報)

第10条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の社会に関する理解を深めるよう、啓発及び広報活動を行うものとする。

(教育の充実等)

第11条 市は、家庭、地域、学校等のあらゆる教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実を図らなければならない。

2 市は、職場、学校、地域において、男女共同参画の推進に関わる人材の育成に努めるものとする。

(活動支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の社会づくりの促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を行わなければならない。

2 市は、市民が家事、育児、介護等の家庭生活における活動と地域、職域等におけるそれ以外の活動とを両立できるよう必要な支援を行うものとする。

3 市は、市民が男女共同参画の学習をし、地域においてその成果が生かされるよう支援を行うものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画の促進のための措置)

第13条 市は、市における政策の立案及び決定過程に、男女がともに参画できる機会を確保しなければならない。

2 市は、市の審議会等における委員を任命又は委嘱する場合においては、その委員の男女の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、性別に関わりなく、職員的能力及び意欲に応じた登用を図るため、就業環境の整備等に取り組むとともに、能力向上の機会の確保に努めなければならない。

4 市は、事業者における方針の立案及び決定過程に、男女がともに参画できる機会を確保するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

5 市は、地域組織等の方針の立案及び決定の場において、男女がともに参画できるよう助言及び適切な支援を行うものとする。

(相談への対応)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者からの相談に対応するため、相談窓口を設置し、市内外の行政機関又は民間団体との連携の下、適切な措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第15条 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、次条に規定する筑後市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(筑後市男女共同参画審議会の設置)

第16条 市長の諮問に応じ、男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について調査審議するため、附属機関として筑後市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(筑後市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 筑後市附属機関の設置に関する条例(昭和46年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「

市長	筑後市女性問題審議会	市長の諮問に応じて、女性問題に関することについて調査、審議すること。
----	------------	------------------------------------

」を「

市長	筑後市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策について調査及び審議すること。
----	--------------	---

」に改める。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「筑後市女性問題審議会委員」を「筑後市男女共同参画審議会委員」に改める。

○筑後市男女共同参画推進条例施行規則

平成21年3月31日

規則第13号

改正 平成23年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑後市男女共同参画推進条例(平成21年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会会長及び副会長)

第2条 条例第16条第1項に規定する筑後市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画推進室において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(筑後市女性問題審議会規則の廃止)

2 筑後市女性問題審議会規則(平成8年規則第19号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

附 則(平成23年3月31日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

4. 関連法規及び資料

QRコードを掲載します。スマートフォンなどで閲覧できます。

(1) 筑後市ホームページ

- 男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書
https://www.city.chikugo.lg.jp/s/himin/_2136/_2200/_2203.html



- 第6次筑後市男女共同参画計画～ひろがり5
https://www.city.chikugo.lg.jp/s/himin/_2136/_2200/_2204.html



(2) 内閣府ホームページ等

- 男女共同参画局
<https://www.gender.go.jp/index.html>



- 男女共同参画社会基本法
https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html



- 男女共同参画局 法律の最新情報
https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html



- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
（令和4年3月1日現在）
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/dvhou.pdf



●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

【概要説明】

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/brilliant_women_01.pdf（令和4年3月1日現在）



【法全文】

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/brilliant_women_02.pdf（令和4年3月1日現在）



●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000113>



●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

【概要説明】

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/law_seijibunya01.pdf（令和4年3月1日現在）



【法全文】

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/law_seijibunya02.pdf（令和4年3月1日現在）



(3) 福岡県ホームページ等

- 福岡県男女共同参画センター「あすばる」

<https://www.asubaru.or.jp>



- 第5次福岡県男女共同参画計画及び
第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/danjokeikakuver5-dvboushikeikakuver4.html>



5. 筑後市男女共同参画審議会委員名簿

令和2年7月1日～令和4年6月30日（委員50音順 敬称略）

役職	委員氏名	所属団体等	備考
会長	小川 理紗	九州大谷短期大学	有識者
副会長	古賀 敬子	八女人権擁護委員協議会	
委員	貝田 輝子	J A 筑後地区センター	
委員	梶原 康子	ちくご男女共同参画ネットワーク	R3.5.16～
委員	加藤 美江	筑後市公民館連絡協議会	
委員	紫原 寛	筑後市PTA連合会	R3.6.7～
委員	下川 博美	筑後市行政区長会	
委員	高井良 光一	連合福岡南筑後地域協議会 中筑後地区連絡会	
委員	田村 由美	筑後市消防団	
委員	渡辺 昌博	筑後商工会議所	

6. 施策体系・事業一覧

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	No.	具体的事業	担当課	評価年度					
							R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	
男女が共に責任を分かち合いながら男女平等の実現をめざす	I 男女が共に参画する労働環境の推進 〔第2次筑後市女性の活躍推進計画〕	1 女性のしごと環境の充実化	(1) 女性の就労・再就労への支援 (2) 女性の活躍促進の支援 (3) 家族経営協定の締結促進	1	女性の就労・再就労支援に関する情報提供	商工観光課	○	○	○	○	○	
				2	女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援	社会教育課	○	○	○	○	○	
				3	多様で柔軟な働き方の情報提供	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○	
		2 積極的な女性登用の促進	商工業への女性の経営参画の促進 農業への女性の経営参画の促進	4	農業者の家族経営協定の締結促進	農政課	○	○	○	○	○	
				5	起業に関する支援	社会教育課	○	○	○	○	○	
				6	女性農業者の活躍推進	農政課	○	○	○	○	○	
		3 ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	7	男女共同参画の視点に立った「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の実施	児童・保育課 子ども家庭サポートセンター	○	○	○	○	○	
				8	家族介護者支援事業	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
				9	労働環境整備に関する情報提供	商工観光課	○	○	○	○	○	
		II 男女が持つて女が尊厳を生きる社会の実現	配偶者等からの暴力の根絶【第3次筑後市DV対策基本計画】	DV等に関する相談支援の充実 迅速な対応のための関係機関との連携強化 DV等に関する周知・啓発の推進	10	子育て・介護応援官登録の推進	契約管財課	○	○	○	○	○
					11	特定事業主行動計画の実施【筑後市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画】	市長公室	○	○	○	○	○
					12	家事シェアの推進	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
		1 配偶者等からの暴力の根絶【第3次筑後市DV対策基本計画】	DV等に関する相談支援の充実 迅速な対応のための関係機関との連携強化 DV等に関する周知・啓発の推進	(1) 実 (2) 庁内外の関係機関との連携による支援の充実 (3) DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知	13	家事シェア講座の開催	社会教育課	○	○	○	○	○
					14	父親の育児参画に関する事業の推進	子ども家庭サポートセンター	○	○	○	○	○
					15	女性支援相談職員の資質向上	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
		2 性に関するあらゆる暴力を防止する暴力の根絶	性に関するあらゆる暴力を防止する環境づくり	(1) 性暴力及びセクハラ等の防止に関する啓発 (2) 性暴力被害者に対する支援の充実 (3) DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知	16	庁内外の関係機関との連携による支援の充実	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
					17	DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
					18	性暴力及びセクハラ等の防止に関する啓発	男女共同参画推進室	○	○	○	○	○
		3 様々なハラスメントの根絶	様々なハラスメントを抑制する環境づくり	(1) 様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発	19	様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発	人権・同和教育課	○	○	○	○	○

III 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現	1 生涯を通じた健康づくりへの支援	(1) 妊娠・出産からの健康支援	20 母子健康施策の促進	こども家庭サポートセンター	○	○	○	○
		(2) ライフステージに配慮した健康支援	21 主体的に取り組む健康づくりの促進 22 介護予防の推進	健康づくり課 高齢者支援課	○	○	○	○
2 生活上の困難に直面した人への支援	(1) 高齢者の生活・自立支援	23 高齢者の相談及び生活・自立支援 24 ひとり親世帯の自立支援の推進	地域包括支援センター	○	○	○	○	
	(2) 経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	25 生活困窮者自立支援制度による相談支援 26 公営住宅の入居優遇措置制度 27 養護老人ホームの入所措置制度	福祉課 都市対策課 高齢者支援課	○	○	○	○	
1 政策・方針決定への女性の参画推進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進	28 成年後見制度の周知と手続き支援	地域包括支援センター	○	○	○	○	
		29 選任要綱の遵守と女性の登用促進	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
2 教育における男女共同参画の推進	(1) 市職員への啓発推進	30 女性人材リストの充実	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
		(2) 保育に携わる者への啓発推進	市長公室	○	○	○	○	
3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	(1) 市民活動における男女共同参画の促進	(3) 男女共同参画教育の推進	児童・保育課 学校教育課	-	○	○	○	
		(4) 適切な性教育の推進	学校教育課	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(1) 防災における男女共同参画の推進	35 発達段階に応じた性教育の充実	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
		(2) 地域活動における男女共同参画の促進	協働推進課	-	○	-	○	
4 市民への情報提供と啓発	(2) 防災における男女共同参画の推進	(1) 市民活動における女性の活躍促進	社会教育課	○	-	○	-	
		(2) 市民活動における女性の登用促進	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(3) 防災における男女共同参画の推進	(1) 市民活動における女性の登用促進	防災安全課	○	○	○	○	
		(2) 地域活動における女性の参画推進	消防本部総務課	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(1) 男女共同参画に関する情報提供	40 地域防災活動へ女性の参画推進	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
		(2) 市民広報等による情報提供と啓発	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	41 女性消防団員の人材育成や活動支援	社会教育課	○	○	○	○	
		(1) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	42 市民広報等による情報提供と啓発	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
		(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	43 男女共同参画に関する図書の実	社会教育課	○	○	○	○	
		(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	44 ちごっこふれあいフォーラム等の開催	男女共同参画推進室	○	○	○	○	
		(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	人権・同和教育課	○	○	○	○	
4 市民への情報提供と啓発	(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	45 人権に関する学習会を通じた啓発	人権・同和教育課	○	○	○	○	
		(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実	人権・同和教育課	○	○	○	○	
IV 男女共同参画社会意識の浸透								

7. 担当課別事業一覧

担当課	施策の方向		No.	具体的事業	評価年度				
					R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
市長公室	I-3-(1)	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	11	特定事業主行動計画の実施【筑後市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画】	○		○	○	
	IV-2-(1)	市職員への啓発推進	32	市職員研修の実施	○		○		○
協働推進課	IV-3-(2)	地域活動における男女共同参画の促進	37	行政区長への女性登用促進	-	○	-	-	○
防災安全課	IV-3-(3)	防災における男女共同参画の推進	40	地域防災活動へ女性の参画推進	○	○		○	
男女共同参画推進室	I-1-(2)	女性の活躍促進の支援	3	多様で柔軟な働き方の情報提供	○		○		○
	I-3-(2)	男性の暮らし方・働き方の改革	12	家事シェアの推進	○		○		○
	II-1-(1)	DV等に関する相談支援の充実	15	女性支援相談職員の資質向上	○	○		○	
	II-1-(2)	迅速な対応のための関係機関との連携強化	16	庁内外の関係機関との連携による支援の充実	○			○	
	II-1-(3)	DV等に関する周知・啓発の推進	17	DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知		○	○		○
	II-2-(1)	性に関するあらゆる暴力を防止する環境づくり	18	性暴力及びセクハラの防止に関する啓発		○		○	
	IV-1-(1)	審議会・委員会等への女性の登用促進	29	選任要綱の遵守と女性の登用促進	○		○	○	
			30	女性人材リストの充実	○		○		○
			31	審議会・委員会等における託児の実施		○			○
	IV-3-(1)	市民活動における男女共同参画の促進	36	市民活動における女性の活躍促進	○		○		○
	IV-3-(2)	地域活動における男女共同参画の促進	39	地域役員における女性参画の推進	○	○	○	○	○
IV-4-(1)	男女共同参画に関する情報提供	42	市民広報等による情報提供と啓発		○		○		
IV-4-(2)	男女共同参画に関する学習や啓発の充実	44	ちっこふれあいフォーラム等の開催		○		○		
契約管財課	I-3-(1)	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	10	子育て・介護応援宣言登録の推進	○			○	○
児童・保育課	I-3-(1)	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	7	男女共同参画の視点に立った「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の実施	○		○		
	IV-2-(2)	保育に携わる者への啓発推進	33	保育者等の啓発と研修の実施	-	○	-	-	○
こども家庭サポートセンター	I-3-(1)	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	7	男女共同参画の視点に立った「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の実施	○		○		
	I-3-(2)	男性の暮らし方・働き方の改革	14	父親の育児参画に関する事業の推進		○		○	
	III-1-(1)	妊娠・出産からの健康支援	20	母子健康施策の促進	○		○		○
	III-2-(2)	経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	24	ひとり親世帯の自立支援の推進	○		○		○
福祉課	III-2-(2)	経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	25	生活困窮者自立支援制度による相談支援		○		○	
健康づくり課	III-1-(2)	ライフステージに配慮した健康支援	21	主体的に取り組む健康づくりの促進		○		○	
高齢者支援課	I-3-(1)	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	8	家族介護者支援事業		○			○
	III-1-(2)	ライフステージに配慮した健康支援	22	介護予防の推進	○		○		○
	III-2-(2)	経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	27	養護老人ホームの入所措置制度			○		○
地域包括支援センター	III-2-(1)	高齢者の生活・自立支援	23	高齢者の相談及び生活・自立支援	○		○		
	III-2-(2)	経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	28	成年後見制度の周知と手続き支援	○		○		

担当課	施策の方向		No.	具体的事業	評価年度				
					R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
商工観光課	I-1-(1)	女性の就労・再就労への支援	1	女性の就労・再就労支援に関する情報提供	○		○		○
	I-2-(1)	商工業への女性の経営参画の促進	5	起業に関する支援	○		○		○
	I-3-(1)	仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実	9	労働環境整備に関する情報提供	○		○		○
農政課	I-1-(3)	家族経営協定の締結促進	4	農業者の家族経営協定の締結促進	○		○	○	
	I-2-(2)	農業への女性の経営参画の促進	6	女性農業者の活躍推進		○		○	
都市対策課	Ⅲ-2-(2)	経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援	26	公営住宅の入居優遇措置制度		○			○
学校教育課	Ⅳ-2-(3)	男女共同参画教育の推進	34	教育活動全体を通じた男女共同参画教育の実施		○		○	
	Ⅳ-2-(4)	適切な性教育の推進	35	発達段階に応じた性教育の充実		○		○	
社会教育課	I-1-(1)	女性の就労・再就労への支援	2	女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援		○	○	○	
	I-2-(1)	商工業への女性の経営参画の促進	5	起業に関する支援		○		○	
	I-3-(2)	男性の暮らし方・働き方の改革	13	家事シェア講座の開催		○	○	○	
	Ⅳ-3-(2)	地域活動における男女共同参画の促進	38	公民館長への女性登用促進	○	-	-	○	-
	Ⅳ-4-(1)	男女共同参画に関する情報提供	43	男女共同参画に関する図書 の充実	○		○		
人権・同和教育課	Ⅱ-3-(1)	様々なハラスメントを抑止する環境づくり	19	様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発		○		○	
	Ⅳ-4-(2)	男女共同参画に関する学習や啓発の充実	45	人権に関する学習会を通じた啓発	○		○		○
消防本部 総務課	Ⅳ-3-(3)	防災における男女共同参画の推進	41	女性消防団員の人材育成や活動支援	○		○	○	